

谷中地域・浅草北部地域における

整備地域不燃化加速助成のご案内

事業期間
令和7年度
まで

古い建物の除却・建替えに

最大200万円を

助成します!

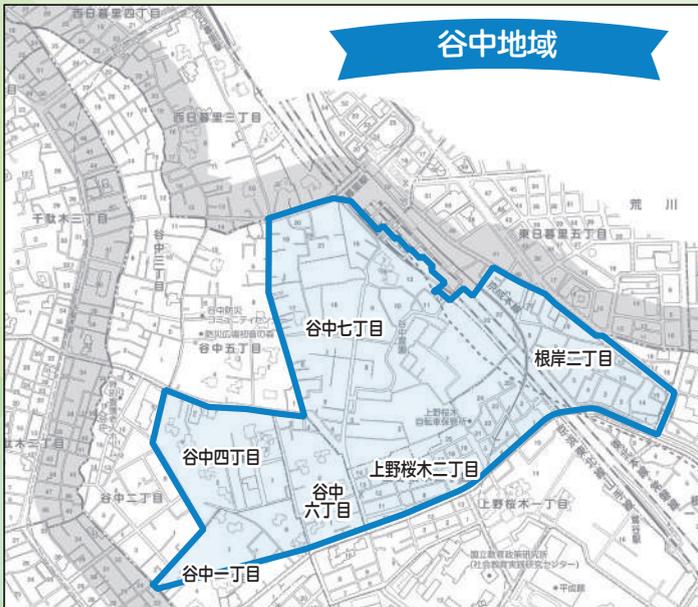


老朽建築物
除却助成のみ
でも可能です

- 老朽建築物除却助成 最大120万円
- 戸建建替え・共同建替え助成 最大80万円

下記対象地域において老朽建築物を除却し、建替える方に対し、費用の一部を助成することで不燃化を加速させ、安全で住みよいまちづくりを推進します。

対象地域(地図太枠内)



根岸二丁目の一部、上野桜木二丁目の一部、
谷中一丁目の一部・四丁目・六丁目の一部・七丁目
※谷中二・三・五丁目(不燃化特区)を除く



千束四丁目、日本堤一丁目・二丁目、橋場二丁目、
東浅草一丁目・二丁目、竜泉三丁目

問い合わせ先

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号

【谷中地域】

地域整備第三課(台東区役所5階7番窓口)
電話03-5246-1365

台東区都市づくり部

【浅草北部地域】

地域整備第二課(台東区役所5階6番窓口)
電話03-5246-1366



詳しくは区HPを
ご覧下さい

助成内容



1. 老朽建築物除却助成

老朽建築物の全部を除却する場合、除却工事に要する経費の一部を助成します。

- 助成対象者** 以下のすべての要件を満たす方
- ①耐用年限の3分の2を経過した建築物を自己所有していること※木造15年、鉄骨造23年、RC造32年
 - ②個人又は中小企業者であること(宅地建物取引業者が販売を目的とする場合を除く)
 - ③住民税を滞納していないこと

- 助成要件**
- ・除却後の敷地は防災上安全かつ良好な空地として管理すること
 - ・除却後の建替え建築物が、耐火建築物等又は準耐火建築物等であること

- 助成額**
- ①除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費
 - ②除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額 ①②いずれか小さい額 **上限 120万円**

2. 戸建建替え助成・共同建替え助成

戸建・共同住宅等へ建替える場合、建築設計・工事監理に要する経費の一部を助成します。

- 助成対象者** 以下のすべての要件を満たす方
- ①個人又は中小企業者であること(宅地建物取引業者が販売を目的とする場合を除く)
 - ②住民税を滞納していないこと



- 助成要件**
- ・自己等が所有する老朽建築物を除却し、戸建・共同住宅等へ建替えること
 - ・耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
 - ※ただし、除却前の老朽建築物と同等以上の耐火性能とすること
 - ・自己等が所有する建築物であること
 - ・風俗営業の用に供する部分がないこと
 - ・敷地が、建築基準法第42条第2項の道路に面する場合、狭あい道路拡幅整備事前協議を行うこと
 - ・原則、敷地面積が50㎡以上(共同住宅等は100㎡以上)であること
 - ・共同住宅にあっては、一戸当たりの住戸面積が25㎡以上であること
 - ・形状、外壁等の色彩が周辺の環境に配慮したものであること

- 助成額**
- ①建築設計・工事監理に要する経費
 - ②補助対象床面積に応じた別に定める額 ①②いずれか小さい額 **上限 80万円**

3. 専門家派遣支援

建築計画・権利関係や税金・相続・資金計画等に関する相談を受けるため、専門家を派遣します。

- 対象者**
- ・区域内の老朽建築物の所有権を有する個人又は中小企業者
 - ・区域内の老朽建築物が存する土地の所有権を有する個人又は中小企業者

- 専門家** 一級建築士・弁護士・税理士・ファイナンシャルプランナー等



申請手続きの流れ(事前申請)

